

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日起きる翌日が休日に当たる)

## 目次

◇告示 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による応急入院病院の指定

(健康対策課)

保険医療機関等の指定 (保険課)

土地改良事業の認可 (農村整備課)

開発行為に関する工事の完了 (四件) (都市計画課)

港湾隣接地域の指定の一部改正 (港湾課)

## 告示

### 鳥取県告示第八百二十九号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第三十一条の四第一項に規定する応急入院病院を指定したので、次のとおり告示する。

平成八年十二月十七日

鳥取県知事 西尾邑次

### 鳥取県告示第八百三十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年十二月十七日

鳥取県知事 西尾邑次

名 称	所 在 地	指 定 期 間
国立療養所鳥取病院	岩美郡国府町新通り三丁目三〇一	平成八年十二月十七日から 平成十一年三月三十一日まで

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
中尾耳鼻咽喉科医院	米子市角盤町二丁目六三一二	平成八年十一月二十六日
山根医院	境港市元町二二二	平成八年十一月六日
八百谷歯科医院	八頭郡用瀬町大字用瀬三六八	平成八年十二月八日
さとみ歯科クリニック	八頭郡用瀬町大字鷹狩七六七一四	平成八年十二月九日
中尾医院	気高郡鹿野町大字今市一〇四〇一	平成八年十二月十五日
薬局アイ	米子市富士見町二丁目二二七	平成八年十二月一日

### 鳥取県告示第八百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、若桜町が行う土地改良事業（農村総合整備事業浅井地区区画整理）を平成八年十二月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規

定により告示する。

平成八年十一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

**鳥取県告示第八百三十二号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年十一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年六月十四日 鳥取県指令米土維十第六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市旗ヶ崎二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市旗ヶ崎一丁目一四一三九

野浪 克己

**鳥取県告示第八百三十三号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年十一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号  
平成八年九月二十四日 鳥取県指令米土維十第十三号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
米子市尾高町六八
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
合名会社 米子今井書店  
代表社員 永井 伸和

**鳥取県告示第八百三十四号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年十一月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年十月二十九日 鳥取県指令都計三一二第十号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市彦名町字五区境及び字敷中

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市錦町三丁目一二三一一〇

カナートプロダクツ株式会社

代表取締役 谷本 賢司

## 鳥取県告示第八百三十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年十二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 開発許可の年月日及び番号

平成八年十月二十九日 鳥取県指令都計三一一第九号

## 二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市二本木字的場  
日野郡日野町貝原二二九一

## 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

林原 淳一

## 鳥取県告示第八百三十六号

昭和四十年四月鳥取県告示第百八十九号（港湾隣接地域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成八年十二月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

四の(一)中「次の基点」を「次の基点一から基点二九まで」に改め、「地域」の下に「及び次の基点三〇から基点三五までを順次結んだ線と水際線に囲まれた地域」を加え、

「タ二九 タ 二八から二六七度三〇分八・三 タ (タ)」を  
「タ二九 タ 二八から二六七度三〇分八・三 タ (タ)」

タ三〇 米子市彦名町字新堀灘一六四五地内の護岸標杭

タ三一 基点三〇から二三度三〇分一〇・〇メートルの点（彦名字新堀灘一六四〇一三）

タ三三一 基点三一から一四六度一〇分二五・九メートルの点（タ字新堀灘一六四三一一二）

タ三三三 基点三一から一二三度一〇分九七・三メートルの点（タ字八百姫沖一三七二一二地先）

タ三四 基点三三から一一六度五〇分一六八・九メートルの点（タ字粟島山一四〇五）

タ三五 基点三四から一〇八度三〇分九・〇メートルの点（タ字粟島山一三三二三一一二）

に改める。